平成２７年（フ）第２７０２号
大阪市平野区喜連西１丁目19番21号　佐々木マンション102号
債務者　北村　友明
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７０５号
大阪府吹田市穂波町５番９号
債務者　松本　雅司
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９２４号
大阪市淀川区三国本町２丁目５番９号　グリーンコート258　202号、前住所大阪市淀川区西中島２丁目11番28―305号
債務者　白石　　麗（旧姓涌井）
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９７１号
大阪市此花区梅香３丁目５番13号
債務者　古川　寛能
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１９７号
大阪府豊中市上新田４丁目８番Ａ―1213号
債務者　田栗　　勉
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２０７号
大阪府茨木市総持寺駅前町５番20号　ソレーユ総持寺　709号
債務者　野村　幸子
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２７９号
大阪府枚方市津田駅前２丁目６番４―102号、前住所兵庫県川辺郡猪名川町清水字山添44番地の６
債務者　森河　　武
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３９２号
大阪市東住吉区公園南矢田４丁目６番１―203号
債務者　松本　　等
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３９３号
大阪市住吉区清水丘１丁目26番21号メゾンマルシェ102号
債務者　田中　真央
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３９８号
大阪市旭区中宮５丁目４番３号　マンション和気403号
債務者　**原**　　繁
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８０２号
さいたま市浦和区木崎５丁目24番24号　テラスハウスＡ
債務者　楡井ゆかり
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４３号
福岡県行橋市行事２丁目11番43号　大和アパート２号
債務者　柿本　幸子
1　決定年月日時　平成27年８月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２７年（フ）第４９号
福岡県京都郡みやこ町呰見1337番地１　呰見第３団地134号
債務者　浜内　里美
1　決定年月日時　平成27年８月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２７年（フ）第８９６号
北海道江別市東野幌町20番地の11　六宝ハイツ202号室
債務者　葛西　弘行
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０８９号
札幌市南区藤野２条９丁目１番６号
債務者　木内　　勝
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２０４号
北海道江別市野幌末広町37番地の12
債務者　高橋　亜弓（鳴海・橋本）
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２９号
岩手県奥州市水沢区字蓬田27番地３
債務者　千田美紀子
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
盛岡地方裁判所水沢支部